

## 東浦町耐震シェルター整備費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、木造住宅に耐震シェルターを整備する者に対し、その整備に関する費用を補助する東浦町耐震シェルター整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（階数が2以下の在来軸組構法又は伝統構法の戸建、長屋及び共同住宅（これらについて店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 木造住宅耐震診断 次の耐震診断をいう。
  - ア 町が実施する無料耐震診断
  - イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断
- (3) 耐震シェルター 地震発生時に居住している住宅の倒壊から生命を守るための装置であり、住宅の一部に耐震性の高い空間を確保するもので、町長の認めるものをいう。
- (4) 補助対象経費 耐震シェルターの購入、運搬及び設置に要する費用をいう。
- (5) 高齢者等 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 第7条の規定による申請時の年度末時点で65歳以上の者
  - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳（以下「福祉手帳」という。）の交付を受けている者
  - エ 愛知県知事の発行する療育手帳の交付を受けている者

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に存する旧基準木造住宅の所有者（現にその建物に居住する者で所有者の同意を得られるものを含む。）
- (2) 町税を滞納していない者
- (3) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でない者

### (補助対象建築物)

第4条 補助金の交付対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当する旧基準木造住宅とする。

- (1) 木造住宅耐震診断において診断結果の判定値が0.4以下であること。
- (2) 高齢者等又は地震発生時避難することが困難であると町長が認める者が居住していること。
- (3) 同一敷地内において東浦町民間木造住宅耐震改修費補助金又は東浦町耐震シェルター整備費補助金の交付を受けている建築物がなく、かつ、同一敷地内において東浦町民間木造住宅解体工事費補助金の交付を受けて建築物を解体していないこと。

(補助の制限)

第5条 補助の対象となる耐震シェルターの基数は、補助対象建築物1戸当たり1基とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、300,000円を限度として予算の範囲内において定める。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東浦町耐震シェルター整備費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、耐震シェルターの整備工事の着工前に町長に提出するものとする。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し（第2条第2号に規定する耐震診断に限る。）
- (2) 案内図
- (3) 平面図（耐震シェルターの設計図を含む。）
- (4) 耐震シェルター整備費の見積書（施工業者の記名のあるものに限る。）
- (5) 整備予定場所の写真
- (6) 町税の納税証明書（未納がない証明書）
- (7) 高齢者等であることが確認できる書類（身体障害者手帳の写し等）
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 前項第6号に規定する町税の納税証明書（未納がない証明書）は、申請者が町職員による町税の納付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況確認同意書（様式第2）をもってこれに代えることができる。

(計画変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定通知を受けた後において申請した内容を変更（中止を含む。）しようとする場合は、規則第10条に規定する補助事業変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、耐震シェルターの整備工事の着工前に町長に提出するものとする。

- (1) 変更後の耐震シェルター整備費の見積書（施工業者の記名のあるものに限る。）
- (2) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、耐震シェルターの整備工事が完了したときは、当該工事の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、東浦町耐震シェルター整備費補助金実績報告書(様式第3)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 耐震シェルターの整備に係る請負契約書等の写し
- (2) 耐震シェルターの整備に係る領収書の写し(施行業者が発行したものに限る。)
- (3) 耐震シェルターの設置の着手前、施工状況の及び完了後の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(委任)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第7条関係)

東浦町耐震シェルター整備費補助金交付申請書  
(表)

年 月 日

東浦町長

申請者 住所  
氏名  
電話

東浦町耐震シェルター整備費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、東浦町耐震シェルター整備費補助金の交付を申請します。

申請金額 金 \_\_\_\_\_ 円

事業計画概要	所在地	東浦町大字 _____ 字 _____		
	建設時期	_____年 _____月		
	面積	1階	_____ m <sup>2</sup>	
		2階	_____ m <sup>2</sup>	合計 _____ m <sup>2</sup>
	耐震診断判定値	1階 X方向	_____	Y方向 _____
		2階 X方向	_____	Y方向 _____
	実施事業名等 (該当するものを○で囲む。)			
	1 東浦町民間木造住宅耐震診断事業 ( _____ 年度実施)			
	2 (一財)愛知県建築住宅センターが行う木造住宅耐震診断 ( _____ 年度実施)			
	診断者 氏名 _____			
資格 愛知県木造住宅耐震診断員 第 _____ 号 ( ) 級建築士 ( ) 登録 第 _____ 号				
事業の着手		事業の完了予定		
交付決定の日以降		_____年 _____月 _____日		
設置業者	住所	_____		
	会社名	_____		
	電話	_____		
補助対象経費	金	_____円		

(裏)

収支予算内訳	収入科目	予算額 (円)	積算の基礎
	自己資金		別紙見積書による。
	町補助金		
	計		
	支出科目	予算額 (円)	積算の基礎
	補助対象経費		別紙見積書による。
	対象外工事費		
計			
備考			

様式第2（第7条関係）

町税納付状況確認同意書

年 月 日

東浦町長

申請者 住所  
氏名

生年月日 年 月 日

東浦町耐震シェルター整備費補助金交付に係る審査を行うため、町担当者が私の町税の納付状況について、調査することに同意します。

※この同意書を提出されない場合は、町税の納税証明書（未納がない証明書）の添付が必要となります。（手数料 円）

処理欄（申請者は以下記入不要）

年 月 日

課長

課長

東浦町耐震シェルター整備費補助金の交付に必要なため、上記申請者について、東浦町に納付すべき町税に未納がないことの有無を照会します。

【 課職員確認欄】

上記の申請者については、町税の未納が ある・ない ことを確認した。

年 月 日

確認者

様式第3（第9条関係）

東浦町耐震シェルター整備費補助金実績報告書

年 月 日

東浦町長

申請者 住所  
氏名  
電話

年 月 日付け 東浦町指令 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 事業概要(目的・効果)

耐震シェルターを整備することにより、地震発生時における居住者の生命の保護をする。

2 事業予算・決算

別紙1のとおり

3 事業実績

別紙2のとおり

## 年度事業予算の決算報告書

費目	予算額	決算額	備考
歳入の部			
自己資金	円	円	
町補助金	円	円	
計	円	円	
歳出の部			
補助対象経費			
対象外工事費			
計	円	円	
差引残高			



## 年度事業実績報告書

実施年・月	事業名	事業費		事業内容
	東浦町耐震シェルター整備工事	全体事業費	円	別紙書類のとおり 工事完了日 年 月 日
うち補助対象費		円		
補助金額		円		